

評価書（個票）

法人名	林業・木材製造業労働災害防止協会	担当課 (担当課長)	労働基準局安全衛生部 計画課 (計画課長 秋山伸一)
根拠法令等	労働災害防止団体法（昭和39年法律第118号）第8条、第36条	類型	特別民間法人
法人概要	○法人の概要 事業主及び事業主等の団体による自主的労働災害防止活動を促進するための措置を講じ、もって労働災害の防止に寄与することを目的として、労働災害防止団体法に基づき設立された。		
事務・事業の内容	<p>① 労働災害防止規程の設定</p> <p>② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助</p> <p>【法令上、実施を可能としている業務】</p> <p>③ 機械及び器具についての試験及び検査</p> <p>④ 労働者の技能に関する講習</p> <p>⑤ 情報及び資料の収集及び提供</p> <p>⑥ 調査及び広報</p> <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務</p>		
事務・事業の目的	林業・木材製造業における労働災害の防止を目的とする事業主の団体による自主的な活動を促進するため、林業・木材製造業に係る労働災害の防止に関し、上記の業務を行う。		
関連する政策目標	労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること（施策目標Ⅲ－2－1）		
関連する業績指標	労働災害による死亡者数、労働災害による死傷者数（休業4日以上）		
指標の目標値等	労働災害による死亡者数：929（平成29年） 労働災害による死傷者数（休業4日以上）：101,639（平成29年）		
法人の事務・事業の実績	<p>○実績（平成27年度）</p> <p>① 労働災害防止規程の設定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 林業・木材製造業労働災害防止規程の変更 平成27年7月27日に変更認可を受け、平成27年10月25日に適用。 ・ 「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知・徹底 「林業・木材製造業労働災害防止規程」（平成27年10月25日適用）の冊子の配布 全会員（約1万） <p>② 会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項についての指導及び援助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業 集団指導会 年間47支部130回（5,036人） ・ 「林業労働災害防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業 現場安全パトロール 年間41都道府県349回 		

	<p>労働災害調査 年間 17 都道府県 24 回 集団指導 年間 43 都道府県 239 回 (9,542 人) 個別指導 年間 29 都道府県 128 回 リスクアセスメントの定着フォローアップ 年間 37 都道府県 410 回</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 <ul style="list-style-type: none"> 特殊健康診断の通知及び受診勧奨文送付・周知の実施 年間 3,300 事業場 特殊健診受診勧奨事業場数 (1 年間未受診者雇用事業場) 年間 2,020 事業場 特殊健診受診勧奨労働者数 (3 年以上未受診者) 年間 3,116 人 林業巡回特殊健診受診者数 年間 17,669 人 ・ 安全衛生教育の実施と資格取得の促進 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生教育事業による受講者数 年間 36,836 人 ・ 「林材業死亡労働災害多発警報発令」に基づく効果的な労働災害再発防止対策の徹底 <ul style="list-style-type: none"> 「林材業死亡労働災害多発警報発令」 年間 9 支部 <p>③ 機械及び器具についての試験及び検査 - (該当事業なし)</p> <p>④ 労働者の技能に関する講習 - (該当事業なし)</p> <p>⑤ 情報及び資料を収集及び提供 <ul style="list-style-type: none"> ・ 労働災害情報の収集分析と提供：ファックスとEメールにより随時配信 ・ 月刊情報誌「林材安全」による安全衛生情報の提供：年間 12 回 36,700 部発行 ・ 労働安全・労働衛生標語の募集及びポスターの頒布：年間 15,500 枚 ・ Web サイトを用いた労働災害発生速報、災害統計、安全衛生関連法令・通達、作業別安全衛生対策等の提供：年間アクセス件数 71,870 件 (196 件/日) </p> <p>⑥ 調査及び広報 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「林材業死亡労働災害多発警報発令」 年間 9 支部 ・ 林材業労働災害防止月間及び全国安全週間 <ul style="list-style-type: none"> 安全パトロール：32 支部 (92 事業場) 労働安全ポスターの配布、掲示：47 支部 ・ 全国労働衛生週間 <ul style="list-style-type: none"> 安全衛生パトロール：21 支部 (63 事業場) 安全衛生講習会、産業安全衛生大会等の実施：22 支部 ・ 林材業年末年始無災害運動 <ul style="list-style-type: none"> 安全パトロール：25 支部、リーフレットの配布、掲示：47 支部 ・ 林材業 STOP！転倒災害プロジェクト 2015 <ul style="list-style-type: none"> 安全パトロール：27 支部、リーフレットの配布・掲示：47 支部 </p> <p>⑦ ③～⑥の業務に附帯する業務 - (該当事業なし)</p>
	<p>○ 事業収入 (平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ② 現場力強化のための安全衛生教育事業の推進 857,249 千円 ⑤ 安全衛生に係る図書・安全衛生用具等の普及 213,625 千円

<p>国からの補助金等</p>	<p>○補助金・委託費等 ※別紙のとおり</p>
<p>法人の事務・事業の見直し状況（これまでの検証）</p>	<p>労働災害は労働者数の減少も相まって減少しているが、平成27年の林業の労働災害度数率は9.63と全産業と平均と比べ著しく高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないものと考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。</p> <p>平成23年11月21日 労働政策審議会安全衛生分科会労働災害防止団体改革検討専門委員会 指摘事項（要約）</p> <p>【理事数】理事数を迅速な意志決定を妨げない数に削減する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・理事数を5名以上10名以内とする定款変更を実施した。（平成27年7月22日変更認可） ・理事数の変更に対応して全国地域の意見を事業に反映するため、支部長会議設置規程を新設した。（平成27年9月30日施行） ・支部長会の運営強化を図り、行政との連携や情報交換等を積極的に行った。 <p>【支部】各業種別団体については、本部が全ての支部に対して、監査等、ガバナンスを徹底する。あるいは、支部という形ではなく、地域別の関係事業主団体等に適正な形で業務を委託する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全支部を対象として監査を実施するため、監事監査規程を改正した。 ・定款等との整合性を図るため、支部準則を廃止し組織規程等の整備を行った。（平成28年4月1日施行） ・支部長の契約権限の制限や勘定科目の統一等を図るため、会計規程の整備を行った。（平成29年度実施） ・全国事務局長会議とともに、新たに支部事務局長になった者を対象に「新任事務局長研修」を実施し、本部・支部の役割を明確にし、一体感を付与した。 <p>【会費】会費や会費の使途のあり方を見直す。その際、会費の使途を会員に公開することや、会員が労災抑制効果等のメリットを実感できる仕組みの構築を検討する。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・会費を会員事業場への労働災害防止活動支援事業に効果的に支出するとともに、本部資金管理部門において会費管理を行うこととして会計規程等の整備を行った。（平成29年度実施） ・収入支出計画書をホームページで公開することとした。 <p>【経費節減】業務及び管理経費の一層の削減に向けた取組を図る。 →主な取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本部組織の見直し、定員削減、給与カット等により人件費を圧縮した。 ・物品購入において、一般競争入札を実施した。 ・図書・安全衛生用品で販売実績が少ないものは廃版等の措置を行い、保管経費等の削減を行った。 ・引き続き、競争入札の徹底、出張における割引制度の最大限の活用等を行った。

【目標管理】労働災害の削減目標を達成するため、事業計画に業務目標を設定する等の取組を検討する。

参与、利用者等の要望等をきめ細かく把握し、実施に際しては、PDCA サイクルにより継続的に事業を改善する。

研修等の各種事業を単にホームページ等で広報するに止まらず、事業の価値を効果的に利用者層に伝え、利用者の拡大を図る。

→主な取組状況

- ・林材業労働災害防止計画（5カ年計画）に、具体的災害発生目標件数と重点対策を明記した。
- ・PDCA サイクルによる事業実施を行い、外部有識者からなる「総合評価委員会」において、毎年度の業務状況及び業績の評価を実施し、当該評価委員会の意見を次年度の事業計画の策定に反映した。
- ・これまでの取組に加え、集団指導会のアンケート結果等をホームページ等に掲載し、指導の効果を広報し利用者の拡大を図った。
- ・平成26年4月、死亡労働者の多発傾向に迅速に対処するため、「林材業死亡労働災害多発警報発令要綱」を策定し、行政と連携した再発防止対策を積極的に推進した。

【防災規程】適宜、労働災害防止規程の見直しを行う。会員の順守状況を定期的に把握すると共に、その順守を担保する仕組みを構築する。

→主な取組状況

- ・安全管理士等による現場安全パトロールの際、防災規程の遵守状況の把握と安全対策指導を行った。
- ・車両系木材伐出機械作業を中心とする林業作業関連の防災規程変更を行った。（平成27年7月27日認可、平成27年10月25日適用）
- ・木材製造業作業関連の規定の充実を図るため、防災規程変更委員会において変更案を策定中。（平成29年度総代会上程予定）

【安全衛生調査研究活動】各防災団体は、相互間及び行政機関と労災防止に関する情報の共有化を図る。

（独）安全衛生総合研究所等調査研究機関ともコミュニケーションを図り、労災防止に資する有益な情報を一般にも発信する。

→主な取組状況

- ・研究専門機関である（独）安全衛生総合研究所、（独）森林総合研究所の有識者を加えて調査研究を行った。
- ・月刊情報誌及びホームページにより、労災防止に資する有益な情報を会員始め一般に発信した。
- ・林業架線作業に関する調査研究を行った。
- ・行政及び各防災団体相互間において労働災害防止に向けた情報を共有するため、意見交換会を開催した。（平成26年12月16日、平成27年5月14日、平成27年7月29日、平成28年1月29日）
- ・平成28年度は、防災規程（木材加工作業関連規定）の改正に向けての調査研究を実施。

<p>法人の事務・事業の必要性等・有効性</p>	<p>●事務・事業の必要性</p> <p>団体の設立の根拠法令である労働災害防止団体法については、労働災害の防止を効率的に推進するため、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接の責任を有する事業主の自主的な労働災害防止活動を促進することが必要であるとして昭和39年に施行された。</p> <p>この法律による労働災害の防止を目的とする団体として、全産業的なものとして中央労働災害防止協会、特に労働災害の発生率が高い業種を厚生労働大臣が指定するものとして、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、及び港湾貨物運送事業労働災害防止協会の各労働災害防止団体が昭和39年に設立された。</p> <p>労働災害は長期的には減少してきており、林業においても労働災害は労働者数の減少も相まって減少しているが、平成27年の林業の労働災害度数率は9.63と全産業と平均と比べ著しく高い現状においては、団体との密接な連携の下、継続的な労働災害防止活動を維持することが必要であることから見直しの必要性はないものと考えているところであるが、法人の事務等については、以下の指摘を受け、見直しを実施しているところである。</p> <p>●事務・事業の妥当性・有効性</p> <p>労働災害防止対策を推進する上では、国の行う監督指導に併せて労働者の安全衛生について直接責任を有する事業主の自主的な労働災害活動を促進する今日的意義は失われていないと考えられる。</p> <p>特に、経営基盤が脆弱な中小企業では、安全衛生管理活動を行う資金的余力に乏しく、また、安全衛生分野のノウハウ・人材が必ずしも十分でないことから、大企業に比べ労働災害の発生率が高い傾向にあり、中小企業やその集団を対象とした安全衛生対策の支援に取り組む必要性は高いと言える。</p>
<p>法人の事務・事業の執行体制の妥当性</p>	<p>●事務・事業の実施に関する監督体制の適格性</p> <p>労働災害防止団体が該当するところの、「特別の法律に基づく民間法人」については、民間の一定の事務・事業について公共上の見地からこれを確実に実施する法人を少なくとも一つ確保することを目的として、特別の法律により設立数を限定して設立され、国が役員を任命せず、かつ、国又はこれに準ずるものの出資がない民間法人をいうものである。</p> <p>国の関与については、指導監督基準による他、労働災害防止団体については、労働災害防止団体法に基づき国が一定の関与を行うこととされている。最高意思決定機関については、労働災害防止団体法により「総会」、「総代会」となっている。ディスクロージャーについては、法人が公表する項目に加えて、所管官庁が更にこれらに関する情報について公開することとなっている。「会計基準」については、企業会計原則その他法人の特性に応じ一般的かつ標準的な会計基準となっている。</p> <p>●法人の事務・事業実施主体としての適格性</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人の適格性（業務効率、能力等） <p>労働災害防止団体の活動については、事業主による自主的な活動であるため、その活動が労働災害防止に実効性を期すために、労働災害防止団体法により活動の内容を定めているところである。</p> <p>例えば、団体会員の自主規制である労働災害防止規程を定めることとしているのは、労働安全衛生法令が全産業の最低限の規制であるところ、個々の業種ごとにきめ細かく法令を制定・見直しを行うことは技術的に困難であるため、団体内部における自主的な規制を制定させ、団体の会員に順守義務を課しているところである。</p> <p>よって、労働災害防止団体法を廃止した場合、自主規制である労働災害防止規程を定めこれを順守するための取組を行うことは期待できず、労働災害防止活動の実効性が低下する恐れがある。また、労働災害防止団体の活動は事業主による</p>

	<p>自主的な活動であることから、そもそも本来国が行う事業として独立行政法人に移行することに馴染まない。団体の活動を活性化させる観点からも、独立行政法人の様な国の強い関与下に置いた場合、事業主の自主性による柔軟で機動的な活動を阻害してしまう恐れがある。また、独立行政法人は最高意思決定機関が法人の長に集中しており、事業主の自主的活動を促進するという団体の性格には馴染まない形態である。</p> <p>このようなことから、特別の法律に基づく民間法人が最もふさわしい経営形態と考えられる。</p>
<p>評価結果の総括 （現状分析 （事務・事業の評価）と今後の方向性）</p>	<p>労働災害は長期的には減少してきており、林業においても労働災害は労働者数の減少も相まって減少しているが、平成 27 年の林業の労働災害度数率は 9.63 と全産業と平均と比べ著しく高い現状となっている。このように労働災害をめぐる状況が厳しさを増す中、労働災害防止について専門的なノウハウを有する団体として、業界の労働災害防止活動の推進役としての役割、労働災害防止に関する情報提供や、教育指導を行う機関としての役割を積極的に果たしていくことが求められる。</p> <p>今後においても会費や会費の在り方の見直し、経費節減、目標管理、労働災害防止規程の見直し、安全衛生調査研究に係る取組については、常に目標設定・実践管理を行いながら、業務運営の充実に努めることとしたい。</p> <p>団体が取り組む労働災害防止に資する活動に対して、第 12 次労働災害防止計画の重点対策を考慮しながら必要な支援を引き続き行うこととしたい。</p>
<p>備考</p>	

○事務・事業の構造等（平成27年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成27年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成27年度決算)		公益法人等への支出 (百万円)（平成27年度）		
			内訳（名称）		法人名	額	
			内訳	（額）			
	①労働災害防止規程の設定 ・林業・木材製造業労働災害防止規程の設定 ・「林業・木材製造業労働災害防止規程」の周知・徹底 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第1項第1号	(3)	合計	-	-	-	
			国費	-	-	-	
			自己収入	事業費(労働災害防止特別活動推進費)	-	-	-
	①会員に対する労働災害防止に関する技術的な事項 ・実践的リスクアセスメント導入のための安全衛生教育訓練事業 ・「林業労災防止専門調査員」による労働災害防止活動支援事業 ・振動障害予防のための特殊健診等の定着促進事業 ・安全衛生教育の実施と資格取得の促進 ・「林業死亡労働災害多発警報発令」に基づく効果的な労働災害再発防止対策の徹底 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第1項第2号	984 (人件費を含む)	合計	857	-	-	
			国費	労働災害防止対策費(補助金)	144	-	-
			自己収入		713	-	-
	①情報及び資料の収集及び提供 ・労働災害情報の収集分析と提供 ・月刊情報誌「林材安全」による安全衛生情報提供 ・労働安全衛生標語の募集及びポスター頒布 ・Webサイトを用いた労働災害発生速報、災害統計、安全衛生関連法令・通達、作業別安全衛生対策等の提供 ・安全衛生に係る図書・安全衛生用具等の普及 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第3号	(36)	合計	214	-	-	
			国費		-	-	-
			自己収入	事業費(安全衛生啓発費)	214	-	-
	①調査研究及び広報・普及 ・林業死亡労働災害多発警報発令、林業労働災害防止月間、全国安全週間、全国労働衛生週間、林業年末年始無災害運動、林業転倒災害防止プロジェクト等の広報 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第4号	107 (人件費を含む)	合計	-	-	-	
			国費		-	-	-
			自己収入	事業費(安全衛生啓発費)	-	-	-
	①上記の業務に附帯する業務 ②<根拠法令等> 労働災害防止団体法36条第2項第5号	-	合計	-	-	-	
			国費		-	-	-
			自己収入		-	-	-

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において様式1の合計と合致しないものがある。

※ 支出額のカッコ書きは、他の事務・事業に計上した再掲である。

※ 総計の収支が合致しないのは欠損である。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳）
<平成27年度決算合計>

		合計	
		労働保険特別会計	
特別会計	法人合計（百万円）	165	165
	（補助事業）労働災害防止対策費	165	165

※ 計数は、それぞれ四捨五入によっているので、端数において上記の事務・事業毎の合計額と合致しないものがある。